

（記入例）

請求日 令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷智浩 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動

【令和5年7月～令和5年9月分請求用】

第4期（1月～3月利用分）の請求は日付を記入しないでください。

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、袖ヶ浦市内に居住していることを袖ヶ浦市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを袖ヶ浦市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を袖ヶ浦市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を袖ヶ浦市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with fields: フリガナ (ソテガウラ タロウ), 氏名 (袖ヶ浦 太郎), 認定子どもとの続柄 (父), 生年月日 (昭和62年4月2日), 現住所 (袖ヶ浦市坂戸市場O丁目◇番地), 電話 (012-3456-7890)

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

Table with fields: 法第30条の4の認定種別 (第2号), 認定番号 (000000000000), 生年月日 (平成30年3月31日), フリガナ (ソテガウラ イチロウ), 氏名 (袖ヶ浦 一郎), 住所 (令和5年7月1日～令和5年9月30日の間の住所), 転入/転出状況

3. 償還払いの振込先を記入してください（次のどちらか）

- 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報...）
□ 公金受取口座を登録していない方は、マイナ...
☑ 振込口座を指定する（※1）

公金受取口座への振込は、「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」に記載されている方が、マイナポータルへの公金受取口座の登録を済ませている場合にご利用いただけます。

Table for bank details: 金融機関名 (ガウラ 銀行・信用金庫 農協・信用組合), 預金種目 (普通), 口座番号 (1 2 3 4 5 6 7), 支店 (袖ヶ浦), 口座名義 (ソテガウラ タロウ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

Table for facility details: ① フリガナ (ガウラホイクエン), 施設名 (ガウラ保育園), 所在地 (袖ヶ浦市坂戸市場△丁目○番地), 電話 (1234-56-7890), 契約している利用料 (時間額 400円)

<裏面も記入してください>

④	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和5年7月	38,000 円	円	38,000 円	37,000 円	37,000 円
令和5年8月	35,000 円	円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和5年9月	38,800 円	円	38,800 円	37,000 円	37,000 円
請求額の合計					109,000 円

※3 上記で記入した特定子ども・子育て支援の提供に係る支援提供証明書兼領収確認証明書添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が別途活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期料)の月額相当分を算定してください。(小数点

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合月途中で認定期間が終了する又は開始される場

- ・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000円
- ・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

金額については、訂正印での修正ができませんので、記入の際はご注意ください。

金額が間違っていた場合、再度請求書を記入していただきます。